

「食品表示基準に係わる疑義照会」の公開について

食品の表示について定めた新しい法律「食品表示法」が、2015年4月1日から施行されました¹。日本生活協同組合連合会（以下、日本生協連）では、消費者である組合員が新たな食品表示制度の理解をより深め、また、食品事業者における新制度に対応した表示作成の一助となることを目的とし、食品表示法に基づく「食品表示基準に係わる疑義照会」を公開することとしました。

なお、この疑義照会は食品表示の行政担当部局である消費者庁食品表示企画課に照会した内容等、食品表示基準の解釈に悩む部分について、CO・OP商品の製造協力をお願いしている取引先等と日本生協連が協同でまとめたものです。

1. 食品表示法の施行

これまで、食品表示に関する一般的なルールは「食品衛生法」、「JAS法²」、「健康増進法」の3法に基づき定められており、複雑な体系となっていました。このような状況を解消するため、3法の表示に関する規定を抜き出してまとめた食品表示法が2015年4月1日に施行されました。新しい食品表示制度の具体的な表示のルールは、食品表示法に基づく食品表示基準に定められており、前述の3法の下に定められていた58本の表示基準を統合するとともに、加工食品と生鮮食品の区分の統一、製造所固有記号の使用やアレルギー表示に係るルールの改善、栄養成分表示の義務化など11の変更が加えられました³。この食品表示基準に関わる詳細については、3月30日に公表された通知およびQ&Aにおいて解説されています。

2. 食品表示基準に係わる疑義の集約

新たな食品表示基準は、多くの変更点があるにもかかわらず、通知やQ&A・ガイドラインが膨大であり、その解釈に悩む部分がありました。このようなことから、2015年6月よりCO・OP商品の製造協力をお願いしている取引先や団体に呼びかけ、食品表示に関連する担当者と複数回にわたり勉強会を実施してきました。勉強会では、新たな食品表示ルールへの対応にあたり、消費者庁食品表示企画課に照会した内容等の食品表示基準の解釈に悩む部分を「食品表示基準に係わる疑義照会」として取りまとめました。

¹食品表示法は2015年4月1日より施行されましたが、加工食品と添加物は5年間、生鮮食品は1年6か月の間、以前の制度に基づく表示も認められる猶予期間が設けられています。

²旧：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

³食品表示基準の概要ならびに旧制度からの主な変更点については、以下をご参照ください。

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150331_kijyun-gaiyo.pdf（消費者庁HP）

3. 疑義照会の利用にあたって

当疑義照会は2015年11月1日時点の行政文書（通知やQ&A・ガイドライン）に基づく解釈であり、ご利用の際は最新の知見をふまえる必要があること、並びに、ご利用になる方の責任においてご判断頂くものであることをご留意ください。

なお、解釈について不明な点がある場合には、下記相談窓口へご相談ください。

【食品表示基準に係わるご質問については、以下にお問合せください】

- ・ 消費者庁食品表示企画課（03-3507-8800）
- ・ 最寄りの各都道府県（保健所含む）の問い合わせ先
(<http://www.caa.go.jp/foods/toiawase2.html>)

※全国の食品表示に関する相談・被疑情報の受付窓口が掲載されています。

「参考資料」

- ・ 食品表示法（平成25年6月28日 法律第70号）
(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/130628_houritsu.pdf)
- ・ 食品表示基準（平成27年3月20日 内閣府令第10号）
(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150320_kijyun.pdf)
- ・ 食品表示基準について（平成27年3月30日 消食表第139号）
(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150914_tuchi-togo.pdf)
- ・ 食品表示基準Q&Aについて（平成27年3月30日 消食表第140号）
(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150730_qa-togo.pdf)